

## 本日も議論いただきたい論点（案）

社会に障壁が多くあると思われる障害のある人の文化芸術活動を糸口として、障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術活動を楽しめる拠点や支援する人が集える拠点となる機能を有する「場」の構築に向けて、

- ① 誰にも開かれた文化芸術活動の「場」とは何か。  
（劇場法指針では『新しい広場』と規定）
- ② 求められる機能は何か。
- ③ 「場」として機能させるために、県が検討すべき課題は何か。

## &lt;検討の視点&gt;

- 「場」＝「施設」（＝ハコもの）ありきではないという視点
- 文化芸術は、障害者をはじめ高齢者や在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会基盤であり、社会包摂の機能を持つという視点
- 文化芸術活動を通じた、障害者やその支援者をはじめとする誰もが文化発信・交流が行える拠点としての機能を持つという視点
- 障害者が、文化芸術活動を通じて個性や能力を発揮することができる居場所や生きがいづくり、相談支援、ネットワークの構築につながる機能を持つという視点